

新潟県警察
新型インフルエンザ等対応業務継続計画

作成 平成 27 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 3 月 2 日

令和 8 年 2 月 3 日

新潟県警察本部

目次

第1	総則	1
1	計画の目的	1
2	実施方針等	2
3	被害想定	2
第2	実施体制	2
1	時期区分の設定	2
2	準備期における体制	2
3	初動期における体制	2
4	対応期における体制	3
第3	発生時継続業務等	3
1	業務継続の基本方針	3
2	強化・拡充業務	3
3	一般継続業務	4
4	縮小・中断業務	5
第4	業務継続のための執務体制の確立	5
1	新型インフルエンザ等発生時の執務体制	5
2	人員計画	6
3	職員等の感染状況の把握	9
第5	業務継続のための執務環境の整備	10
1	物資等の確保	10
2	情報通信の確保	10
3	関係機関との連携	10
4	対処体制の確保	11
第6	感染防止の徹底	11
1	個人及び家庭での感染予防	11
2	職場における感染拡大防止対策	11
3	発症者等への対応	12
4	来庁者への対応	13

第7	業務継続計画に関する留意事項	13
1	初期段階	13
2	状況に応じた対応	13
3	通常体制への復帰	13
第8	業務継続計画の維持・管理等	13
1	公表・周知	13
2	教養・訓練	13
3	点検・改善	14

別表1 県警察の業務概要

別表2 人員計画

新潟県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画

第1 総則

1 計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生時には、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されている。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染症の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これら新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号に掲げる「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対し、新潟県警察では、知事部局が策定した「新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年9月策定。以下「知事部局計画」という。）及び警察庁が策定した「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年10月10日策定、令和7年3月27日改正）を受けて、「新潟県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成27年4月1日策定、令和8年2月3日改正）以下「県警察計画」という。）を策定しており、新型インフルエンザ等の発生においては、知事部局計画等に基づき、関係機関が一体となって行う取組に積極的に参加して新型インフルエンザ等対策を行うとともに、治安の維持に必要な警察活動を円滑に維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられない。そうした中においても、限られた人員の中で、新潟県警察がその機能を維持することが必要であることから、あらかじめ社会経済への影響の目安である職員の最大40%程度の欠勤といった被害想定を踏まえた業務継続計画を策定し、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めたも

のである。

2 実施方針等

(1) 実施方針

この計画の実施に当たって、新潟県警察各部門及び各警察署は、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を期するとともに、関係機関と積極的に連携し、業務継続の推進に寄与するように努める。

この計画に基づき、人員計画に定められた体制に移行した場合等には、時機を逸することなく新潟県公安委員会に報告し、所要の指導等を受けるとともに、新潟県公安委員会を的確に補佐する。

(2) 適用範囲等

この計画は、新潟県警察本部の課及び警察署(以下「所属」という。)に適用する。

3 被害想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、正確に予測することは難しい。このため、この計画では、職員の最大 40%程度の欠勤を想定しているが、実際の新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。

また、職員の休暇、関連事業者の休業、物資の不足等、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定しておく必要がある。

第2 実施体制

1 時期区分の設定

新型インフルエンザ等の発生の段階については、中長期的な対応となることを想定して、新潟県警察新型インフルエンザ等対策行動計画と同様に、準備期、初動期及び対応期という3つの時期区分を設定し、時期ごとに実施体制を検討する。

2 準備期における体制

準備期には、特措法の規定に基づき、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、職場における感染対策やテレワーク等、適切な業務継続方法について検討する。

さらに、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を整理する。

3 初動期における体制

新型インフルエンザ等が国内又は国外で発生した場合は、新潟県警察は、事態の進展に応じた連絡室、対策室又は対策本部（以下「対策本部等」という。）を設置し、対策本部等が中心となり、この計画で定められた事項を実施する。

4 対応期における体制

対応期において、初動期に引き続き、対策本部等において関係機関との連携を図り事態の対処に当たる。

対応期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、この計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

第3 発生時継続業務等

1 業務継続の基本方針

各所属は、新型インフルエンザ等の発生時（以下特段の記述がない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においても、その機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても治安の維持のために業務量を大幅に縮小することが困難な業務（以下「一般継続業務」という。）は継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入する。また平時を100%とした場合の発生時継続業務及び縮小・中断業務に係る業務水準及び投入すべき人的資源の目安は、次のとおりである。

業務水準及び投入すべき人的資源の目安

	発生時継続業務		縮小・中断業務 (発生時継続業務以外の業務)
	強化・拡充業務	一般継続業務	
初動期	100%～120%	100%	100%(縮小・中断の準備)
対応期	100%～150%	80%～100%	100%未満

なお、これらの業務の主な分類は、次2から4まで及び別表1「県警察の業務概要」のとおりであるところ、縮小・中断業務の整理に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応時において実際に業務の縮小又は中断を行った事例を踏まえたものである。また、発生時継続業務に位置付けられない業務についても、その平時における重要性が否定されるものではない。

2 強化・拡充業務

県警察計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加するものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、新潟県警察新型インフルエンザ等対策行動計画において、初動期または対応期に実施することとされている次の事項とする（新潟県警察新型インフルエンザ等対策行動計画第3及び第4参照）。

(1) 初動期

- ア 実施体制の確立
- イ 感染対策
- ウ 水際対策の支援
- エ 医療体制の支援
- オ 社会秩序の維持
- カ 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等
- キ 法令の改正等への対応

(2) 対応期

- ア 実施体制の確立
- イ 感染対策
- ウ 水際対策の支援
- エ 医療活動の支援
- オ 多数死体取扱いに当たっての措置
- カ 社会秩序の維持
- キ 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等
- ク 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等
- ケ 法令の改正等への対応
- コ 小康状態となった場合の措置

3 一般継続業務

(1) 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより、治安の維持や国民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）も一般継続業務とする。主な一般継続業務は、別表1「県警察の業務概要」のとおりとする。

(2) 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するた

め、次の2点について留意する。

ア 一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断する。

イ 例えば、1週間に一度集中的に実施すれば対応できる業務等もあると考えられるため、業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施できるよう工夫する。

4 縮小・中断業務

(1) 縮小・中断業務

発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合において、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。また、業務を継続することで感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。

主な縮小・中断業務は、別表1「県警察の業務概要」のとおりとする。

(2) 縮小・中断業務についての留意事項

感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性を考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行うなど適切に対応する。

第4 業務継続のための執務体制の確立

1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

(1) 公安委員会の開催に関する補佐

感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時は、公安委員会の開催については状況に応じて、委員が参集することを要しない方式による開催の措置を講ずる。

(2) 指揮命令系統の明確化

ア 幹部の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講ずる。

イ 幹部の勤務が困難となった場合

(ア) 代理決裁

意思決定権者である幹部が新型インフルエンザ等にり患するなどにより勤務が困難となった場合には、新潟県警察の処務に関する訓令（昭和61年本部訓令第14号）第13条及び第14条の規定により代理決裁を行う。

(イ) 意思決定権者への報告

前記の代理決裁を行ったときには、速やかに、代理決裁を行った旨を本来の意思決定権者に報告する。

(3) 業務継続実施責任者等

ア 業務継続実施責任者

所属に業務継続実施責任者を置き、所属長をもって充てる。業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時にこの計画に定められた業務を的確に実施する。

イ 業務継続実施副責任者

所属に業務継続実施副責任者を置き、次長等をもって充てる。

業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

ウ 感染防止従事責任者

所属に感染防止従事責任者を置き、所属の庶務を担当する主任以上の階級にある職員のうちから所属長が選任する。感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

2 人員計画

業務継続実施責任者は、あらかじめ発生時継続業務及びそれを実施するための必要な人員を把握し、人員計画を作成する。また、縮小・中断業務についても、縮小又は中断するための手続や広報が必要となったり、代替策を講ずる必要が生じたりする場合もあると考えられるため、これらに関わる業務、必要な人員、物資等を整理する。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時においては、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策を執る。

(1) 人員計画の作成等

業務継続実施責任者は、別表2「人員計画」を作成する。人員計画では、職員の最大40%の欠勤率を想定し、発生時継続業務が機能するために必要な人員を所属内で配分する。この際に業務継続実施責任者は、次の点に留意する。

ア 専門知識が必要な業務に当たる職員（例えば、特別な資格や技能を有する職員）の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、可能な限り代替性を高めるための方策（他の職員に対する資格取得の奨励及び技能の標準化・教育訓練の実施による通常時からの代替要員の確保等）を講じること。

イ 家族の看病等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小等を含む。）により出勤が困難になる可能性がある者を具体的に把握する。

ウ 他所属の発生時継続業務について、課内の縮小・中断業務に従事する者の応援が可能となるよう整理すること。

また、業務継続実施責任者は、人員計画を作成又は変更した際には、当該計画を警備第二課に送付する。

(2) 人員計画の運用

ア 準備期

発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、職場で感染の疑いのある者が確認された場合を想定し、あらかじめ対処する作業班を決めておく。

また、業務継続実施責任者は、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務継続できるようにする。

イ 初動期

① 体制の確立等

新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整えるとともに、必要人員等を確認し、具体的な人員配分等を検討する。

② 人員計画に定められた体制への移行

業務継続実施責任者は、対策本部が設置されたときは、速やかに人員計画に定められた体制に移行する。

業務継続実施責任者は、必要に応じて、所属における職員の応援・配置の調整を行う。この場合においては、強化・拡充業務が確実に実施できるよう、各所属における強化・拡充業務の業務量を優先的に考慮するとともに、各所属における一般継続業務の業務量も考慮するものとする。

また、業務継続実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後に担当すべき業務を指示する。

ウ 対応期

業務継続実施責任者は、初動に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、体制、任務等の見直しを適宜行う。

エ 留意事項

人員計画の運用時において、次の点に留意する。

- 人員計画に定められた体制への移行後は、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮すること
- 職員が公務中又は公共交通機関を利用して通勤している間に新型インフルエンザ等に感染し、健康被害が生じた場合、公務災害又は通勤災害が認められる可能性があることから、個別事案ごとに認定のために必要な調査を行い、適切に公務災害及び通勤災害の認定を行うこと
- 新型インフルエンザ等の発生中に他の災害が発生した場合の人員体制等についても考慮すること

(3) 感染リスクを軽減する勤務体制

ア 出勤方法

新型インフルエンザ等の発生時には、公共交通機関における感染リスクが高まることから、その発生状況等を勘案し、以下の方法により出勤させるなど、通勤途上における感染リスクを減らすための措置を検討する。

① 徒歩、自転車又は自動車による出勤

業務継続実施責任者は、徒歩、自転車又は自動車出勤が可能な職員に対し、徒歩、自転車又は自動車出勤を要請する。自転車通勤をする職員は、あらかじめ指定された場所に駐輪することとし、徒歩又は自転車通勤を行う職員は、必要に応じて、通勤方法に関する必要な手続を行う。

② 時差出勤

業務継続実施責任者は、時差出勤が必要と認められる場合については、新潟県警察職員の勤務制度に関する訓令（平成4年本部訓令第15号）第5条第5項の規定により、勤務時間等を別に定めて時差出勤させるなど、通勤途上における感染リスクを減らすための措置を講ずる。

イ 勤務形態

業務継続実施責任者は、職場で発症者が確認された際に濃厚接触者の数を減少させるため、必要に応じて、課室係内において班を編制し、時差出勤を活用して班ごとに勤務時間を指定する班交替制勤務の導入や、テレワークの活用等を検討する。

また、業務継続実施責任者は、職員が担当する業務に係る感染リスク等を踏まえ、職務命令により職員にテレワークを実施させることを検討する。

ウ 勤務場所

業務継続実施副責任者は、新型インフルエンザ等が発生し、特措法第32条に定める緊急事態宣言がされ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、同法第45条第1項に基づき、知事から住民に対し、期間及び区域を定めて、必要な場合を除きみだりに外出しないこと等の協力要請があった場合において、状況に応じ、勤務場所を職員の自宅近くの官署に変更することを検討する。

エ 勤務環境

業務継続実施副責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員に不織布性のマスク（以下単に「マスク」という。）を着用させるなど、感染拡大防止措置を講ずる。

また、不特定多数が集まる場を設定する業務（各種会議、説明会等）については、オンライン会議や電子メールの活用等の代替手段を検討し、それが困難な場合は、中止又は延期を検討する。

オ 対策本部等要員の勤務

対策本部等の要員は、原則として、各執務室において強化・拡充業務を行う。但し、対策本部長は、庁舎内における新型インフルエンザ等の発生状況等を考慮して必要と認められる場合には、必要な人員を招集し、総合対策室において強化・拡充業務を行わせる。

3 職員等の感染状況の把握

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、職員等における新型インフルエンザ等感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された後、職員等は、朝、自宅で検温し、発熱の有無を確認するとともに、発熱、咳、全身の倦怠感等（以下「発熱等」という。）のインフルエンザ様症状がある場合は、政府が設置する「帰国者・接触者相談センター」、保健所が設置する相談窓口（以下「相談センター等」という。）に連絡を入れ、相談する。
- (2) 職員等が、相談センター等において、発熱外来、指定医療機関等での受診を指示され、診断の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに所属の感染防止従事責任者に報告する。
- (3) 感染防止従事責任者は、職員からの報告を受けたときは、速やかに厚生

課に報告する。なお、職員の同居家族等が感染した場合においては、その看病等の対応により、当該職員の休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

第5 業務継続のための執務環境の整備

1 物資等の確保

(1) 備蓄食料の管理

警備第二課及び会計課は、新型インフルエンザ等の発生時において食料が入手困難となる場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。

(2) 消耗品等の確保等

各所属は、業務継続に必要な消耗品等をリストアップし、計画的な確保に努める。またそれら消耗品等を提供する事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請するとともに、当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行う。

2 情報通信の確保

(1) 通信の確保

対策本部等は、関東管区警察局新潟県情報通信部と連携して、各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、対策室の立ち上げや関東管区警察局新潟県情報通信部、関係機関等との連絡調整等を行う担当職員の代替職員を複数人指名する。また、関係事業者等との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知しておくなど、担当職員の不在の場合においても迅速な対応ができる体制の確保を図る。

(2) 情報システムの維持

情報管理課は、関東管区警察局新潟県情報通信部と連携して、各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する担当職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。

また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等の発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者等との連絡体制を整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対処ができる体制の確保を図る。

3 関係機関との連携

新型インフルエンザ等発生時の対応を迅速かつ円滑に行うことができるよう、業務継続実施責任者は、所管する発生時業務継続に関係する関係機関との連携・情報共有を図る。

4 対処体制の確保

厚生課は、相談センター等の設置状況を確認し、職員等へ周知する。

第6 感染防止の徹底

1 個人及び家庭での感染予防

(1) 基本的な感染防止対策

職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

ア 発熱等のインフルエンザ様症状があれば出勤を控える。

イ 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い及びうがい等の基本的な感染防止対策等を徹底する。

ウ 外出に当たっては、感染流行地域への移動を避ける、公共交通機関の混雑時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物等換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスクを着用するよう努める。

エ マスクについてはいつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

(2) 感染予防の周知徹底

厚生課は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配付するなど、職員等に対する周知を徹底する。

(3) マスク等の配付

厚生課は、職員等の新型インフルエンザ等感染予防のため、警察共済組合等と連携して必要なマスク等を配付するよう努める。

2 職場における感染拡大防止対策

職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置を執る。

(1) 職員は、出勤前に検温し、発熱等のインフルエンザ様症状がみられた場合、いかなる理由があっても出勤しないものとする。

(2) 職場における手洗い及びうがいを励行し、マスク着用等の咳エチケットを徹底する。

(3) 消毒に必要な消毒液等を配備しておく。

(4) 机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。

(5) 食事時間に時差を設ける。

(6) 対面による会議を極力避け、オンライン会議等を実施する。

(7) エアロゾル感染への対策として、建物の構造、室内温度、外気温等に応じ、可能な範囲で換気を行う。

(8) 通常の清掃に加え、特に机、椅子、ドアノブ、照明のスイッチ、階段の手すり、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等の人が

よく触れる可能性のある箇所の消毒を実施する。

3 発症者等への対応

(1) 発症者が確認された場合の措置

職場内に発症者が確認された場合の措置（業務継続実施責任者及び同副責任者の対応を除く。）は、次のとおりとする。

ア 感染防止従事責任者は、発症者が確認された旨を速やかに厚生課に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。

イ 感染防止従事責任者は、発症者に対応に当たる職員に感染防護資機材を着用させ、発症者が自力で他の職員との接触を極力避けられる場所（以下「別室」という。）に向かうことが不可能な場合は、援助させる。

ウ 発症者は、別室に移動し、相談センター等の指示に従い、医療機関等へ搬送する。

エ 発症者が発症の直前に職場で勤務していた場合には、消毒剤を用いて、発症者が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。

オ 発症者と濃厚接触した職員については、相談センター等の指示に従い対応する。

(2) 職員の発症等に関する休暇の取扱い

ア 発熱等のインフルエンザ様症状がある場合
病気休暇を取得する。

イ 濃厚接触者として、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けた場合

警察職員の服務に関する訓令（昭和 35 年本部訓第 20 号）第 42 条第 15 号の規定による特別休暇を取得する。

ウ 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤が不可能である場合

年次休暇等の取得可能な休暇を取得する。

エ 休暇所得の指導

感染防止従事責任者は、ア又はイに該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう、指導する。

なお、発熱等のインフルエンザ様症状があるにもかかわらず、病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断として医師の診察を受けさせることができる。

4 来庁者への対応

(1) 入庁管理

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、庁舎入口においてサーモグラフィーを活用するなどにより、発熱等の症状がある者の入庁を制限する。また来庁者に対し、庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を要請する。

(2) 庁舎利用の制限及び面談場所等の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行い、相談室、会議室等を来庁者との面談場所に指定するなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

(3) 事業者への要請

庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

第7 業務継続計画に関する留意事項

1 初期段階

新型インフルエンザ等の発生の初期段階は、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等が不明である可能性が高いため、縮小・中断業務については、感染拡大の状況等に基づき必要に応じて縮小又は中断し、感染リスクを軽減していく。

2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の感染拡大等の状況に応じ、この計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、対策本部等と必要な調整を行う。

3 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が廃止され、特措法に基づかない基本的な感染症対策に移行した場合には、対策本部等は通常体制への段階的な移行を検討する。

発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染が拡大・まん延する可能性があることから、状況に応じ、感染防止策を継続する。

第8 業務継続計画の維持・管理等

1 公表・周知

この計画は公表する。また、新潟県警察のウェブサイトに掲載するなどにより、この計画について県民の理解を求めることとする。

2 教養・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対

応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、欠勤率が高まった場合や班交替性勤務等の感染リスクを低減させるための勤務体制を執る場合を想定し、役割分担を確認する等の実践的な訓練を実施することにより、改善点等の課題を分析する。

3 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、県警察計画が改正された場合、訓練等を通じてこの計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、この計画の改正を行う。